

良好な自転車交通秩序を実現するための方策に関する有識者検討会 開催趣旨書

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、健康増進等を図るものとして、公共の利益の増進に資するものである。最近では、新型コロナウイルス感染症の影響による国民のライフスタイルや交通活動の変化に伴い、通勤・通学や配達を目的とする自転車利用のニーズが高まっている。

他方で、依然として交通ルールを無視する自転車利用者には厳しい批判が寄せられている。実際に、自転車関連事故件数が一貫して減少傾向にある一方で、自転車対歩行者事故は近年増加傾向にあるほか、自転車が当事者になる交通死亡・重傷事故件数のうち、約4分の3には自転車側に何らかの法令違反が認められる。政府の「第2次自転車活用推進計画」（令和3年5月28日閣議決定）においては、「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」が目標の一つとして掲げられていることも踏まえると、自転車の交通ルールの遵守の徹底を図ることは喫緊の課題である。本年7月には、改正道路交通法の一部が施行され、一定の条件を満たす電動キックボードが特定小型原動機付自転車として運転免許を要せずに通行空間を走行することが可能になり、これらの新たな電動モビリティと自動車、自転車、歩行者等との共存を図り、交通の安全を確保する上でも、自転車の交通秩序の整序化を図る必要がある。

以上の趣旨を踏まえ、本有識者検討会は、警察庁交通局において、専門家の意見を聴きながら、良好な自転車交通秩序の実現を図るため、主として、自転車に関するより効果的な交通安全教育、自転車の交通違反に対する効果的な違反処理及び自転車が通行しやすい交通規制の在り方について、幅広い観点から検討するために開催するものである。

なお、本有識者検討会の事務局は、警察庁交通局交通企画課に置くこととする。